

安全対策について

宮城交通株式会社

国土交通省の『運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策』			当社の対策
項目	措置	概要	
疾病や過労の未然防止、早期治療・是正	①平時からの健康増進、健康診断のフォローアップ徹底、主要疾病の検査受診の促進	○家族・職場ぐるみでの健康増進を推奨	<ul style="list-style-type: none"> ○健康管理に対する意識向上 <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理及び生活習慣と疾病に関する DVD を作成、全従業員に配布し、内容についてアンケートを実施することにより家族ぐるみで健康に対する意識の向上を図ります（8月に実施）。 ○健康ポイント制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・運転士が自ら積極的に健康管理を行うようにインセンティブを付与し動機付けを行います(平成 26 年度中に導入)。 ○安全教育部署の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・新たに従業員の安全教育（運転士教育、管理者教育、健康管理教育等）を行う部署として「教育センター（仮称）」を設置、担当を増員し、きめ細やかな安全教育をします（7月に設置）。
		○健康診断での異常所見についてのフォローアップ、早期発見・治療の社内環境整備等を徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診断結果に基づく管理強化 <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断受診結果に基づく個人面談を実施し、有所見者に対する受診勧奨及び受診指示、二次検診の受診状況の確認、加えて現病歴、通院状況、薬の服用状況等を確認し、健康状態の把握に努め必要に応じて産業医の面談を実施します（4月17日に終了。今後も引き続き実施）。 ・営業所と健康管理センターが連携し、疾病の早期発見・治療につなげるため健康管理に対するフォローアップ手順を徹底します（4月11日に実施済）。 ○外見上の前兆や自覚症状対策 <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省の健康管理マニュアルに定める一定の病気に係る外見上の前兆や自覚症状等については、これからの確かな把握に努め、必要に応じて医師を受診させ、乗務の可否の意見を聞き、それに従い産業医が適宜就業上の措置を取っていきます。 ○保健師の巡回強化 <ul style="list-style-type: none"> ・保健師の巡回回数を現行の各営業所月1回から増やし、継続して管理が必要な運転士に対するフォローを強化します（4月より実施済）。
		○脳疾患、心疾患、睡眠障害等の主な疾病について、自覚症状の有無にかかわらず、広範な検査受診を促す	<ul style="list-style-type: none"> ○脳疾患・心疾患対策 <ul style="list-style-type: none"> ・脳疾患、心疾患を未然に防ぐため、人間ドックや脳ドックの受診を勧めます。また、頸動脈エコー検査、CAVI 検査など動脈硬化を診断できる検査の実施について検討します。 ○睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策 <ul style="list-style-type: none"> ・簡易スクリーニング検査の強化のため、検査の未受診者の対応を当初計画より前倒しして実施します。 ・PSG 検査後の対応として治療対象者に対する指導及び治療状況を継続的に把握します。
	②働く人それぞれの疲労度や体調に応じたきめ細やかな労務管理の徹底	○疲労蓄積度や症状を踏まえた医師の意見等を勘案した、業務負担の軽減、配置転換など就業上の措置を徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○産業医による就業判断 <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断や長時間勤務者の疲労蓄積度調査の結果において、産業医が必要と判断した場合、また、脳疾患、心疾患、精神疾患等により欠勤した者や、その他病名に関らず1ヶ月以上病欠欠勤した者が職場復帰する際には面談を実施し、産業医の意見に従い就業上の措置を講じております。 ○労働時間管理（社内基準の新設） <ul style="list-style-type: none"> ・運転士が夜行高速バスに乗務する際は、13日連続勤務にならないように努めるとともに、13日連続勤務が2回以上続かない勤務体制にします（4月16日より実施済）。 ○夜行高速バス運転士の選任基準の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> ・夜行高速バス運転士の選任基準のうち健康に関する部分を厳格化します（5月16日より実施）。 ○労使による働き方の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・労使で設置している「働き方検討会」の中で、拘束時間短縮、休日の過ごし方、労働環境等について、半年を目途に検討し改善を図ります。 ○要員不足対策 <ul style="list-style-type: none"> ・採用活動を引き続き積極的に行うとともに、働き方の見直しにより離職率を低下させ運転士確保に努めます。
③睡眠計などヘルスケア機器の日常生活での積極活用	○睡眠計や携帯型心電計など最新のヘルスケア機器について、導入補助制度の対象機器に追加	<ul style="list-style-type: none"> ○睡眠計などヘルスケア機器の購入に対する斡旋制度の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員が会社の指定するヘルスケア機器等を購入する際に一部補助します（平成 26 年度中に実施）。 	

国土交通省の『運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策』			当社の対策
項目	措置	概要	
点呼時や運行中の予兆把握と適切な対処	④疾病予兆の判断目安に基づく、乗務・運行中止判断の徹底	○疾病予兆に関する具体的な判断目安に基づき、点呼時の乗務可否の判断、運行中止の措置を徹底	○点呼時の健康状態の確認 <ul style="list-style-type: none"> 乗務前点呼時において国土交通省の健康管理マニュアルに基づく健康状態のチェック事項を点呼場所に掲示し、運転士及び運行管理者が双方で確認できるようにします（4月25日より実施）。 乗務前点呼時において、夜行高速バス運転士の乗務可否を総合的に判断するため、血圧計等のヘルスケア機器を活用し、日常的に数値を把握していきます。
	⑤異常を把握し、運行中止を指示するための体制整備	○運行管理者が、運行中の運転者の体調異常等を把握し、運行の中止等必要な措置を講じることを義務化	○体調不良時の対応 <ul style="list-style-type: none"> 運行中、体調に異常を感じた場合の対応について、継続して運転士教育実施時及び点呼時に周知徹底を図ります（乗務員サービス規律に基づく再徹底）。 運転士が携行する乗務ダイヤ表に体調不良時の対応マニュアルを入れ周知徹底を図ります（4月15日より実施済）。 ○運転士交替時・途中休憩場所での対応 <ul style="list-style-type: none"> 運転士交替時・途中休憩場所で双方の運転士が対面による運行状況・健康状態・車両状況等の確認を行います（5月1日より規程を一部見直し）。 ○緊急時の連絡体制 <ul style="list-style-type: none"> これまでも運行中の緊急時の対応に備え、常に運行管理者が営業所に常駐しておりますが、改めて緊急時の対応について周知徹底を図り、引き続き適切な対応ができる体制を取っていきます。
	⑥体調異常等を検知し、警報するシステムやヘルスケア機器と連携した次世代運行管理・支援機器の早期普及	○体調異常や車両挙動の異常を検知し、警報するシステムについて、導入補助制度の対象機器に追加	○安全装置付車両の導入 <ul style="list-style-type: none"> 高速バス全車両に車線逸脱（ふらつき）警報装置等の安全装置を導入します（平成26年度中に導入）。
万が一の疾病発症等にも確実に対応	⑦緊急時の対応方策の検討	○シートベルトの使用など、バス乗車時の乗客への周知事項を再徹底	○乗車中のシートベルト着用案内の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 安全確保のため、お客様に対しシートベルト着用アナウンスを複数回実施することを高速バス運転士に再徹底します。
	⑧衝突被害軽減ブレーキ等の早期普及	○衝突被害軽減ブレーキを装備した新車の早期普及を加速するため、直ちに導入補助制度の拡充を行う	○安全装置付車両の導入 <ul style="list-style-type: none"> 夜行高速バスの運行車両10両全てを衝突被害軽減ブレーキ・車線逸脱（ふらつき）警報装置付の先進的な車両に入れ替えます（平成26年度中に更新）。